

南島原市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和3年5月13日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 吉 田 幸一郎

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項に基づき指定管理者に対する監査

第2 監査の対象

- | | | |
|---|--------|-----------------------------|
| 1 | 指定管理者 | 株式会社 原城振興公社（以下「原城振興公社」という。） |
| 2 | 所管部課 | 地域振興部 観光振興課 |
| 3 | 宿泊施設 | 南島原市原の館 |
| 4 | 公衆浴場施設 | 南島原市コミュニティ原城 |

第3 監査の着眼点

- 1 所管課関係
 - (1) 団体の指定は、関係法令に根拠をおいているか。
 - ① 指定の手続き
 - ② 指定管理者が行う管理の基準及び業務範囲
 - ③ 利用料金及びその承認手続き
 - (2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - (3) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
 - (4) 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または、指定管理者の費用で実施させていないか。
 - (5) 指定管理者への指導監督は、適正に行われているか。
- 2 指定管理者関係
 - (1) 協定書に基づく義務の履行は適切かつ効果的に行われているか。
 - ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 利用料金の取扱い
 - ④ 事故防止、安全確保への配慮
 - (2) 法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に行われているか。また、点検結果で改善すべき事項があった場合、速やかに措置が講じられているか。
 - (3) 事業報告書の提出は、期限内になされているのか。
 - (4) 施設の管理にかかる会計経理は適切に行われているか。
 - ① 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正か。
 - ② 領収書等の証拠書類の整備及び保存は適正か。
 - (5) 協定書に改善又は変更等の必要は生じていないか。

第4 監査の主な実施内容

- 1 実施期間 令和2年12月15日から令和3年3月26日まで
- 2 範囲 平成30年度から令和元年度まで(2年間)の対象施設の管理及び運営状況
- 3 方法
対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設の所管課に対し、監査調書及び関係書類の提出を求め、監査の着眼点に基づき検査照合による書類審査を行うとともに、令和3年3月25日に所管課職員立会いのもと、関係職員から説明を聴取り現地調査を行った。

第5 指定管理者の概要

- 1 名称 原城振興公社
- 2 所在地 南島原市南有馬町丁133番地
- 3 設立年月日 平成11年5月11日
- 4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日
- 5 資本金 20,000千円
- 6 組織 ※令和2年11月現在
 - (1) 社員 職員11名、パート職員18名
 - (2) 役員 取締役4名(うち代表1名)、監査役1名
 - (3) 部署 フロント・総務、調理、車両・労務、給仕
- 7 設置の目的
原城振興公社は、次の事業を営むことを目的としている。
 - (1) 公衆浴場及び宿泊施設の管理運営
 - (2) 観光用土産品の販売及び飲食店の経営
 - (3) 各種イベントの企画及び実施
 - (4) 農産物、林産物、水産物の加工及び販売
 - (5) 前各号に付帯する一切の事業
- 8 業務の範囲
 - (1) 南島原市コミュニティ原城及び南島原市原の館(以下「本施設」という。)の事業に関する業務
 - (2) 本施設の利用の許可に関する業務
 - (3) 本施設の利用に係る料金に関する業務
 - (4) 本施設の維持及び修繕に関する業務
 - (5) その他市長が定める業務

第6 決算状況

- 1 収入状況
平成30年度は、総売上げが205,510千円で、前年度に比べ9,101千円の増とな

り、利益も 4,211 千円で 3 年連続の黒字となった。売上増の主な要因は、原城跡の世界遺産登録の影響もあり、宿泊、レストラン、軽食、売店が好調だったことによるものである。

令和元年度は、総売上げが 177,718 千円で前年度に比べ 27,792 千円の売上減となり、収支についても 5,075 千円の損失となった。売上減の主な要因は、令和 2 年 2 月以降、コロナウィルス感染症の影響による施設利用者の減少及び宿泊予定者のキャンセルによるものである。

部 門	項 目	平成 30 年度	対前年度 増減	令和元年度	対前年度 増減
浴 場	利用者数(人)	67,090	520	64,537	△2,533
	売上(円)	22,590,573	△1,391,558	22,372,652	△217,921
宿 泊	利用者数(人)	8,095	90	7,234	△861
	売上(円)	44,024,149	2,816,457	39,166,141	△4,858,008
料理・飲 物・休憩	売上(円)	115,033,604	2,577,985	92,690,471	△22,343,133
売 店	売上(円)	20,896,924	4,438,002	21,308,899	411,975
その他	売上(円)	2,965,362	660,383	2,180,301	△785,061
売 上 高 (円)		205,510,612	9,101,269	177,718,464	△27,792,148

2 支出状況

平成 30 年度は、売上原価は 64,145 千円で、前年度に比べ 5,023 千円増加した。これは、売上増の連動によるものである。販売費及び一般管理費は 137,460 千円で、前年度に比べ 4,535 千円増加した。これは、光熱費やパート職員を含む人件費の増加が主な要因である。

令和元年度は、売上原価は 55,732 千円で、前年度に比べ 8,412 千円減少した。これは、売上減の連動によるものが主な要因である。販売費及び一般管理費は 127,461 千円で、前年度に比べ 9,999 千円減少した。これは、職員退職による人件費の減少や、電力会社の変更による電気料の減少が主な要因である。

(単位：円)

項 目	平成 30 年度	対前年度増減	令和元年度	対前年度増減
売 上 原 価	64,145,113	5,023,115	55,732,372	△8,412,741
販売費及び 一般管理費	137,460,829	4,535,956	127,461,468	△9,999,361

3 賃借対照表

【資産の部】

(単位：円)

科 目	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	対前年度 増減	令和元年度 (令和 2 年 3 月 31 日現在)	対前年度 増減
I 流動資産	39,876,438	7,378,769	27,490,115	△12,386,323
II 固定資産	2,771,707	△825,183	3,187,331	415,624
有形固定資産	2,604,227	△693,528	3,151,506	547,279
投資その他の 資産	167,480	△131,655	35,825	△131,655
資 産 合 計	42,648,145	6,553,586	30,677,446	△11,970,699

【負債・純資産の部】

(単位：円)

科 目	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	対前年度 増減	令和元年度 (令和 2 年 3 月 31 日現在)	対前年度 増減
I 流動負債	13,515,164	2,341,784	6,619,465	△6,895,699
負 債 合 計	13,515,164	2,341,784	6,619,465	△6,895,699
I 株主資本	29,132,981	4,211,802	24,057,981	△5,075,000
資本金	20,000,000	0	20,000,000	0
資本剰余金	8,130,000	0	8,130,000	0
利益剰余金	1,002,981	4,211,802	△4,072,019	△5,075,000
純 資 産 合 計	29,132,981	4,211,802	24,057,981	△5,075,000
負債・純資産 合 計	42,648,145	6,553,586	30,677,446	△11,970,699

4 損益計算書

期間 : 平成 30 年度 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

令和元年度 (平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

(単位 : 円)

科 目	平成 30 年度	対前年度 増減	令和元年度	対前年度 増減
I 売上高	205,510,612	9,101,269	177,718,464	△27,792,148
II 売上原価	64,145,113	5,023,115	55,732,372	△8,412,741
売上総利益	141,365,499	4,078,154	121,986,092	△19,379,407
III 販売費及び 一般管理費	137,460,829	4,535,956	127,461,468	△9,999,361
営業利益 (損失)	3,904,670	△457,802	△5,475,376	△9,380,046
IV 営業外利益	756,479	70,690	582,876	△173,603
経常利益 (損失)	4,661,149	△387,112	△4,892,500	△9,553,649
V 特別利益 (固定資産売却益)	0	△442,675	0	0
VI 特別損失 (固定資産除却損)	△266,847	△266,847	0	△266,847
税引前当期純利 益 (損失)	4,394,302	△1,096,634	△4,892,500	△9,286,802
法人税等	182,500	0	182,500	0
当 期 純 利 益 (損 失)	4,211,802	△1,096,634	△5,075,000	△9,286,802

第7 監査の結果

公の施設の指定管理者について、施設の管理及び運営が適正に行われているか、本書第3の監査の着眼点に基づき監査を行った。

おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述した指摘事項について、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じた場合は、法第199条第14項の規定に基づき、その旨を報告いただきたい。

1 団体に関する指摘事項

(1) 事業報告書、年度事業計画書及び収支計画書の提出について

事業報告書は、条例及び協定書（以下「条例等」という。）において、毎年度終了後60日以内に作成し市長へ提出しなければならないと定めてあるが、平成30年度及び令和元年度ともに、市長への提出はなされておらず、期限後の6月に開催される株主総会時に提出していた。

年度事業計画書及び収支計画書は、協定書において、当該年度の前年度2月末日までに市長に提出し承認を得るよう定めてあるが、上記と同様、市長への提出はなく3月に開催される役員取締役会時に提出していた。

条例等に市長への提出義務が謳われているにもかかわらず、提出がなされていないことは非常に残念なことである。今後は、条例等の規定を正しく認識するとともに、手続等の期限について十分留意し、遅滞なく提出されるよう努められたい。

(2) 防災訓練について

法令に基づく防災訓練は、年2回消防署と連携して行われており、消防設備の点検等についても不備がないか等、消防署からのアドバイスを基に適正に執行されていた。しかしながらAEDの訓練は、当該年度の実施は無く、過去に1回だけ実施されている状況であった。本施設の事業形態を鑑み、非常事態に備え、毎年訓練するよう努められたい。

(3) 備品の管理について

施設内の備品は、台帳で物品と個数のみ管理しているが、廃棄や入れ替えについて把握する為にも、個別に番号を付す等、適切な備品管理に努められたい。

2 所管課に関する指摘事項

上記「団体に関する指摘事項」でも記載したが、指定管理者の事業報告書、年度事業計画書及び収支計画書の提出について、指定管理者を指導する立場の所管

課が、条例等に定められている提出期限の認識がなく、収受事務が行われていない状況である。

条例等の規定を正しく認識するとともに、各年度の報告書等の提出を期限内に履行させるよう指導監督に努められたい。

第8 意見、要望

前述した指摘事項に加え、今後の公の施設の管理及び運営に資するためにも次のとおり意見を述べる。

指定管理者である原城振興公社においては、20周年イベントでの回数券販売、各種割引、エージェント経由の宿泊単価の見直し、JAF 会員特別企画によるレストラン利用、旅行会社・バス会社のツアー客の昼食利用など、宿泊、宴会、入浴、軽食、売店、レストランの部門ごとに、多様なアイデアを出し、黒字経営に向けての努力が見受けられた。しかしながら、全国的なコロナウィルス感染症の影響で経営は打撃を受けている。これからも大変な時期が続くと思われるが、市民及び観光客をいかに受け入れるか創意工夫し、職員一丸となってコロナ禍を乗り越えていただきたい。

また、客離れがないよう施設の衛生面、安全面、利便性等に留意した管理に努められたい。

所管課である観光振興課においては、指定管理業務の適正を期するために、条例等を遵守し、形式的な事項についても指導を行うとともに施設の管理及び運営状況を確認するなど、所管課としての責務に努められたい。

本施設は、営業開始から現在20年以上が経過しており、老朽化等による施設・設備等の修繕が今後も必要となってくることが予想される。指定管理者、所管課ともに修繕等の状況を把握し、経費の分担等においては協定書ののっとり、適正な管理及び運営に努められたい。

協定書は、市長及び指定管理者が相互に協力し、運営する施設を適正かつ円滑に管理するための必要事項を両者で定めたものである。今一度、条例等を正しく認識し、運用上現状にそぐわない事項等については、必要に応じて見直しを検討されたい。

本施設は、世界遺産に登録された原城跡に隣接し、有明海の素晴らしい景色が一望できる場所に立地している。コロナ禍で大変なご時世であるが、両者ともに連携を密にして、本施設の魅力をより一層発信し、本市の活性化に繋がるよう、観光振興にご尽力いただくことを期待したい。